

資料X

# リサイクル燃料備蓄センターの 使用済燃料貯蔵事業変更許可申請

コメント回答  
(案)

令和5年11月13日  
リサイクル燃料貯蔵株式会社

# 審査会合コメント一覧

	コメント
No.1	金属キャスクに収納する燃料仕様の記載について、申請書と型式証明との整合を図ること。
No.2	仮想的大規模津波に対する事後対応としての盛土設置については再検討すること。
No.3	ガスモニタの撤去については、放射性物質検知手段の多様性の観点から再検討すること。

## コメント回答(コメントNo.1)

金属キャスクに収納する燃料仕様の記載について、申請書と型式証明との整合を図ること。

(コメント回答)

- 当社申請書本文の収納燃料仕様に係る記載については、型式証明の番号を引用することで、本申請における収納可能な燃料の種類及び仕様が型式証明と同じであることが読み取れると考えていた。そのため、収納可能な全燃料を網羅する燃焼度の制限及び冷却期間の制限のみで簡易に収納燃料仕様を表現した結果として、型式証明との整合に疑義が生じる記載となってしまった。
- 上記への対応として、当社申請書本文記載事項について、型式証明の申請書本文と添付書類一の記載事項を参照し、当社申請書記載形式に必要な記載事項を落とし込むことで、型式証明との整合を図ることとする。

## コメント回答(コメントNo.2)

仮想的な大規模津波に対する事後対応としての盛土設置については再検討すること。

(コメント回答)

- 津波に対する安全確保の検討において、既許可の前提条件である「8基受入れ」を変えないことに固執し、事後対策の盛土構築で評価基準の1mSv/年を満たすこととし、前提条件そのものを変えるという発想に至らなかった。
- 上記への対応として、想定されるリスクに対して事前に対策をとるという基本姿勢に立ち返り、受入れる金属キャスクの基数を管理することで敷地境界線量の基準を満足させることとする。
- BWR用中型キャスク（タイプ2）について、最大受入れ基数を7基とすることで、評価基準の1mSv/年を満足する。

## コメント回答(コメントNo.3)

ガスモニタの撤去については、放射性物質検知手段の多様性の観点から再検討すること。

(コメント回答)

- 当社が設置しているガスモニタの調達先がガスモニタの製造・保守から撤退する予定を確認し、今回の事業変更許可申請のタイミングと重なったことから、安易にダストサンブラで代替することとしてしまい、放射性物質検知の多様性を損なう申請としてしまった。
- 上記への対応として、ガスモニタを設備として維持することとし、多様性を確保することとする。
- 浸水時に測定できない課題については、ガスモニタの設置場所について、現状の備品管理建屋に加え、既存の予備品を高台の資機材保管庫に設置することで位置的分散を図り、かつ、電源車等にて電源を確保することとする。
- 高線量下で測定できない課題については、袋による直接捕集法で低線量の場所にて測定することで対応する。